

■学費サポート制度

社会福祉士養成科

精神保健福祉士養成科[一般]

社会福祉士科通信課程

対象

専門実践教育訓練給付制度

入学金・授業料・教材費

最大70%
給付

専門実践教育訓練給付金制度を利用すると、厚生労働大臣の指定を受けた専門的・実践的な教育訓練を受講する際に教育訓練経費の50%(年間上限40万円)にあたる給付を最大3年間受けとることができます。また、訓練の受講終了から1年以内に資格取得などをし、雇用保険の一般保険者として雇用された場合には、さらに20%の追加支給(合計で教育訓練経費の70%相当額)を受けることもできます。

専門実践教育訓練の受講中

受講者が支払った
訓練経費×以下の場合
支給額 50%
▼
20%を追加支給

受講修了日から1年以内に
資格取得し、かつ被保険者
として雇用された又は雇用
されている場合

支給額の上限
40万円／年

上記の20%の追加支給を
受けた場合は56万円／年

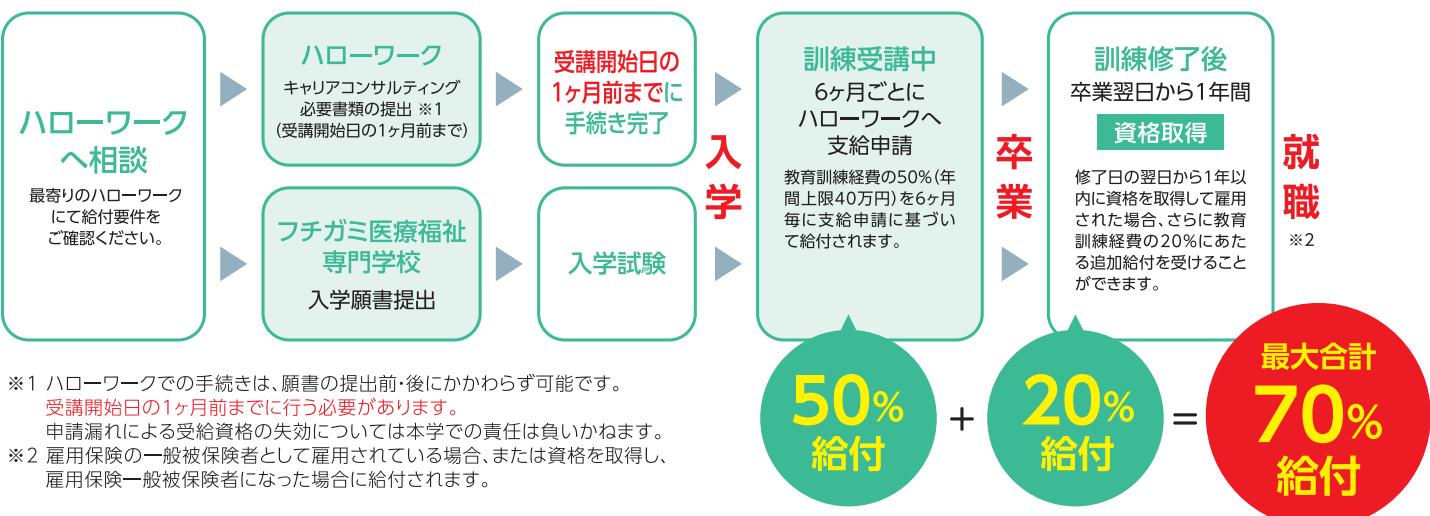
支給期間
本校の場合1年

受講修了日から1年以内に
資格取得し、かつ被保険者
として雇用された又は雇用
されている場合

『教育訓練支援給付金』制度も利用可能

専門実践教育訓練給付金の受給資格を持つ方のうち、受講開始時**45歳未満**であることや専門実践教育訓練を修了する見込みがあることなど、一定の要件を満たす方は、訓練期間中に受けることができます。この教育訓練支援給付金の日額は、原則として雇用保険の基本手当の日額の**80%**に相当します。
※詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

手続きの流れ



◎詳しくはハローワークでお尋ねください。

社会福祉士養成科

社会福祉士科通信課程

対象

福岡県介護福祉士等修学資金貸付制度 → P.33

卒業後1年以内に県内にて、社会福祉士として業務に従事し、かつ5年間継続して従事した場合は、返済免除となります。

入学準備金

20万円以内

月額貸付金

5万円以内

就職準備金

20万円以内

※詳しくは、福岡県社会福祉協議会 総務部総務課でお尋ねください。